Ⅰ　総　　括

１　名古屋港の概要

我が国を代表する国際貿易港

名古屋港は、明治40年（1907年）に開港し、４市１村（名古屋市、東海市、知多市、弥富市、飛島村）にわたる広大な陸域（4,301万平方メートルで日本最大規模）と水域（8,167万平方メートル）を有し、世界約160の国・地域と結ばれている。

令和７年（2025年）の港勢は、総取扱貨物量は１億5,938万トン(24年連続日本一)、貿易額は24兆887億円（全国第２位）となっている。また、外貿コンテナ取扱個数は264万ＴＥＵ（全国第３位）となっている。

長期構想・港湾計画・中期計画

本組合は、概ね20年から30年先を見据えた将来目標やその展開方向を示す長期構想を策定した。また、それを具体化するための計画として、通常10年から15年程度の将来を目標年次とした港湾整備のマスタープランとなる法に基づく港湾計画と、長期構想で定めた基本理念「物流で日本をひっぱる価値創造港湾」を実現していくための、計画期間を概ね５年間とする中期計画をそれぞれ策定し、名古屋港の開発発展と利用促進を図り、管理運営に取り組んでいる。

国際競争力の強化に向けた取組

名古屋港は、コンテナ貨物、バルク貨物、完成自動車を取り扱う総合的な港湾であり、背後地域の高付加価値を産み出すものづくり産業を強力に支援する「価値創造港湾」の実現に向けて、取扱貨物量の増加や船舶の大型化に対応した港湾機能強化の取組を進めている。

主な取組として、コンテナや完成自動車の取扱機能の強化等に取り組むとともに、集貨拡大や産業立地を進めるなど、利用者へのサービス向上と利用促進を図っていく。

また、地域の脱炭素化に貢献するため、水素を始めとする次世代エネルギーの利活用など、カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）の形成に向けた取組を進めていく。

安全・安心を支える港

本組合は、大規模災害に対応できる港づくりの実現に向け、海岸保全施設等の防災施設の機能強化、耐震強化岸壁の整備、港湾機能継続計画の推進及び災害対応に携わる人材に対する訓練の実施等、ハード・ソフト両面から対策を計画的に遂行することにより、この地域の防災・減災対策の強

化に寄与している。

さらに、港湾施設の保安対策として、埠頭保安設備（フェンス、監視カメラ等）の設置や官民一体となった保安体制の連携強化も図っている。

環境にやさしく、人々に親しまれる港

本組合では、良好な港湾環境の形成に向けて、環境施策に取り組んでいくとともに、人々に親しまれる港づくりを推進している。

ガーデンふ頭は、名古屋港水族館、名古屋港ポートビル、南極観測船ふじ、臨港緑地などがあり、クルーズ船の寄港、みなと祭などを始めとする多数のイベントが開催されている。また、「親しまれる港づくり」拠点のひとつとして、更なるにぎわいの場の創出を目指して再開発に取り組んでいる。

金城ふ頭には、名古屋市国際展示場、リニア・鉄道館、レゴランド®・ジャパン・リゾート、メイカーズピアなどが立地しており、にぎわいが創出されている。今後も、名古屋市と連携し、物流機能と共存した交流拠点の形成を目指していく。

２　名古屋港管理組合規約

本組合は、名古屋港に関する事務を行うため、地方自治法第284条第２項の規定に基づき、愛知県及び名古屋市が協議により規約を定め、昭和26年９月８日内閣総理大臣によって許可され設立された特別地方公共団体で、港湾法第33条に規定する港湾管理者である。なお、その規約は次のとおりである。

名古屋港管理組合規約

第１章　総則

（組合の目的）

第１条　この組合は、名古屋港の開発発展と利用の促進を図り、管理運営を確立し、もつて国際的重要港湾となすことを目的とする。

（組合の名称）

第２条　この組合は、名古屋港管理組合という。

（組合を組織する地方公共団体）

第３条　名古屋港管理組合（以下「組合」という。）は、愛知県及び名古屋市で組織する。

（組合の共同処理する事務）

第４条　組合は、名古屋港に関し次の事務を行う。

⑴　港湾法（昭和25年法律第218号）の規定による港湾管理者の業務及びその他の事務

⑵　前号の外第１条の目的を達成するため必要なこと

（組合の事務所の位置）

第５条　組合の事務所は、名古屋市港区に置く。

第２章　組合の議会

（議会の組織及び選挙の方法）

第６条　組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は、30人とし、そのうち、15人は、愛知県の議会から選出された議員、15人は、名古屋市の議会から選出された議員とする。

２　組合の議員は、愛知県及び名古屋市の議会においてそれぞれ議員のうちから選挙する。

第７条　組合の議員の任期は、２年とする。但し、補欠議員の任期は前任者の残任期間とする。

２　組合の議員が愛知県又は名古屋市の議会の議員の職を失つたときは、同時に組合の議員の職を失う。

第８条　組合の議員の任期が満了となつたとき又は議員に欠員が生じたときは、管理者は、愛知県知事又は名古屋市長を経て愛知県又は名古屋市のそれぞれの議会の議長にその旨を通知する。

２　前項の通知を受けたときは、愛知県又は名古屋市の議会は、組合の議員を選挙し、又は補欠議員を選挙する。

３　組合の議員の選挙が終つたときは、愛知県又は名古屋市の議会の議長は、愛知県知事又は名古屋市長を経て管理者にその結果を通知する。

第９条　組合の議会に事務局及び必要な職員を置くことができる。

第３章　組合の執行機関

（管理者）

第10条　組合に管理者を置く。

２　管理者は、愛知県知事又は名古屋市長をもつて充て、２年ごとに交替する。

（管理者の補助機関の組織及び選任の方法）

第11条　組合に副管理者３人（うち１人は専任とする。）を置く。

２　副管理者は、愛知県知事及び名古屋市長の推薦する者につき管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

３　副管理者の任期は、４年とする。

４　副管理者は、愛知県又は名古屋市の特別職の職員をもつて充てることができる。

５　前項の規定により選任された副管理者が愛知県又は名古屋市の特別職の職を失つたときは、同時に副管理者の職を失う。

第11条の２　組合に会計管理者１人を置く。

２　会計管理者は、愛知県知事及び名古屋市長の推薦する者につき管理者が命ずる。

３　会計管理者は、愛知県又は名古屋市の会計管理者をもつて充てることができる。

４　前項の規定により任命された組合の会計管理者が愛知県又は名古屋市の会計管理者の職を失つたときは、同時に組合の会計管理者の職を失う。

第12条　前２条に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、その定数は、条例で定める。

２　前項の職員は、管理者が任免する。

第13条　管理者の権限に属する事務を分掌させるため条例の定めるところにより組合に必要な事務部局を置く。

（監査委員）

第14条　組合に監査委員３人を置く。

２　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、愛知県及び名古屋市の監査委員のうちからそれぞれ１人並びに組合の議会の議員のうちから１人を選任する。

３　監査委員の任期は、２年とする。但し、愛知県及び名古屋市の監査委員のうちから選任された委員にあつてはそれぞれの監査委員の職を失つたとき、組合の議会の議員のうちから選任された委員にあつては組合の議会の議員でなくなつたときは、その職を失う。

4　監査委員に事務局及び必要な職員を置く。

第４章　組合の経費

（経費支弁の方法）

第15条　組合の経費は、次の収入をもつて充てるものとする。

⑴　組合の財産より生ずる収入

⑵　国から貸付又は管理の委託を受けたものより生ずる収入

⑶　愛知県、名古屋市及び他の公共団体から貸付又は管理の委託を受けたものより生ずる収入

⑷　国庫補助金、負担金、起債（借入金を含む。）、委託金、交付金及び寄附金等の収入

⑸　その他組合に属する収入

2　前項各号の収入によるの外、組合の経費は、次の割合で負担する。

愛　知　県	100分の50
名 古 屋 市	100分の50

附　則

1　この規約は、公布の日から施行する。

2　この規約による最初の組合の管理者は、愛知県知事と名古屋市長が協議して定める。

付　則（昭和34年５月19日）

この規約は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年５月15日）

（施行期日）

1　この規約は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この規約施行の際現に在職する監査委員は、改正後の名古屋港管理組合規約第14条第２項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附　則（昭和51年５月10日）

（施行期日）

１　この規約は、公布の日から施行する。

（経過規定）

２　改正後の名古屋港管理組合規約（以下「改正後の規約」という。）第６条の規定により新たに選挙された議員の任期は、改正後の規約第７条第１項の規定にかかわらず、この規約施行の際現に在職する議員の任期満了の日までとする。

附　則（平成19年３月30日）

（施行期日）

１　この規約は、平成19年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　この規約の施行の際現に在職する出納長は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

３　前項の場合においては、改正後の名古屋港管理組合規約第11条の２の規定は適用せず、改正前の名古屋港管理組合規約第11条の規定は、出納長の職に係る部分に限り、なおその効力を有する。

３　名古屋港管理組合の設立に伴う協定

本組合の設立に伴い、愛知県、名古屋市及び本組合は、職員の身分、財産その他の事項について、昭和26年９月13日次の協定を締結した。

名古屋港管理組合の設立に伴う協定

第１章　職員の身分

（職員の引継）

第１条　昭和26年９月７日現在における愛知県名古屋港務所に勤務する愛知県（以下「県」という。）の職員並びに名古屋市中川運河管理事務所に勤務する名古屋市（以下「市」という。）の職員及び名古屋市新堀川の管理事業に直接従事する市の職員は、昭和26年９月８日において名古屋港管理組合（以下「組合」という。）の職員となるものとする。

２　前項の職員には、常時勤務しない者又はあらかじめ定められた在任期間若しくは雇よう期間が昭和26年９月８日以後２月以内である者は、含まれないものとする。

（職員の給与等）

第２条　県及び市の職員は、引継前と同一の給与で組合に引き継がれるものとする。但し、県及び市から引き継がれた職員の給与について権衡上調整を図る必要があるときは、組合管理者は、愛知県知事（以下「知事」という。）及び名古屋市長（以下「市長」という。）と協議の上、直ちに給与調整委員会を設置し、適当な措置を講ずるものとする。

（職員の退隠料等）

第３条　県若しくは市の吏員が組合の吏員となつた場合又は組合の吏員が県若しくは市の吏員となつた場合において、その者が受けることのできる退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金は、最終の所属団体の規定により支給するものとする。

２　前項の吏員とは、吏員及び吏員に相当する職員をいう。以下第４条及び第５条において同様とする。

第４条　組合の吏員が退隠料及び遺族扶助料を受けることのできる在職年は、別にこれを協定する。

第５条　県若しくは市の吏員が組合の吏員となつた場合又は組合の吏員が県若しくは市の吏員となつた場合の退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金の基礎となる在職年の計算については、県若しくは市の吏員としての在職年又は組合の吏員としての在職年は、同一の在職年をもつて組合又は県若しくは市の吏員として勤務したものとみなし通算する。

（職員の退職手当）

第６条　退職手当の支給方法並びに勤続期間の通算については、第３条及び第５条の規定を準用する。

第２章　財産その他の権利義務

（財産の無償貸付又は譲与）

第７条　県及び市は、次の財産を別冊により組合に無償貸付（以下「貸付」という。）又は譲与するものとする。

⑴　昭和26年９月７日現在における名古屋港及び堀川の県有の港湾施設その他の財産

⑵　昭和26年９月７日現在における中川運河及び新堀川の市有の港湾施設その他の財産

２　前項の財産とは、次に掲げるものをいう。

⑴　不動産及び動産

⑵　地上権その他これに準ずる権利

⑶　株券その他の出資による権利

３　第１項の貸付財産の貸付期間は、組合の存続期間とする。

（債権債務の承継）

第８条　組合は、前条第１項各号の財産に関連する昭和26年９月７日現在における未収入金その他の債権及び未払金、公債、借入金その他の債務を、県又は市から承継するものとする。

（財産の管理）

第９条　組合は、県又は市から貸付を受けた財産を管理（維持、保存、改良をいう。）し、その費用を負担する。但し、重要な改良を加えようとするときは、県又は市と協議するものとする。

（財産の運用）

第10条　組合は、県又は市から貸付を受けた財産を、組合の目的を達成するために使用し、又は使用させることができる。

２　組合は、次に掲げる範囲において県又は市から貸付を受けた財産を更に貸し付けることができる。

⑴　土地及び土地の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合は、20年

⑵　建物その他の財産を貸し付ける場合は、５年

３　組合は、前２項の規定により使用させ、又は貸し付けた財産の使用料又は賃貸料を徴収することができる。

４　前項の使用料又は賃貸料は、組合の収入とする。

（財産の付加）

第11条　組合において付加した財産の所属は、組合が県及び市と協議して定める。

（財産の処分）

第12条　県又は市は、組合に貸付した財産を組合の同意を得て処分することができる。

２　組合は、県又は市から貸付を受けた財産で、その必要がなくなつたときは、県又は市にその旨を通知する。

３　県又は市において第１項により財産の処分をして得た金額は、組合に債務（第８条の規定により県又は市からそれぞれ承継した債務をいう。）があるときは、その償還額に達するまで、組合の経費に組み入れるものとする。

（剰余金の処分）

第13条　組合は、毎会計年度の事業決算において剰余金を生じたときは、次の準備金を積み立てるものとする。

⑴　負債償還準備金

⑵　資産償却準備金

⑶　経費引当準備金

２　前項による準備金の積立の必要がなくなつたときは、県及び市の貸付財産の現在額（第８条の規定により承継した債務の残額を差し引いた額とする。）及び組合経費の負担額との合計額の割合によつて県及び市へそれぞれ納付するものとする。

（組合解散の場合における財産処分）

第14条　組合解散の場合は、組合は、県又は市から貸付を受けた財産を県又は市に返還するものとする。

２　第７条第１項の規定により県又は市から譲与した財産及び組合設立後組合において取得した財産は、県又は市からの貸付財産の現在額（第８条の規定により承継した債務の残額を差し引いた額とする。）と組合経費の負担額との合計額の割合により県及び市が取得するものとする。

３　組合解散の場合において債務があるときは、組合成立前に県又は市に帰属していた債務は、それぞれこれを引き継ぎ、その他の債務は、県及び市が等分に引き継ぐものとする。

４　組合解散の場合において剰余金があるときは、県及び市が協議の上処分するものとする。

（評価委員会）

第15条　第７条第１項の規定により、県及び市が組合に貸付又は譲与した財産については、知事及び市長が協議して設置する評価委員会において、組合設立の日を基準として評価額を定めるものとする。

第３章　雑則

（組合の起債）

第16条　組合は、あらかじめ県及び市の議会の同意を得た年間の起債総額を超えて起債しようとするときは、その超える額について県及び市の議会の同意を得なければならない。

（補則）

第17条　この協定の実施の細目については、知事、市長及び組合管理者が協議して定める。

（協定の効力発生の時期）

第18条　この協定は、昭和26年９月８日から効力を生ずるものとする。

上記協定締結の証として本書３通を作成して各自１通を保管するものとする。

昭和26年９月13日

愛 知 県 知 事　　桑　原　幹　根

名 古 屋 市 長　　塚　本　　三

名古屋港管理組合

管理者愛知県知事　　桑　原　幹　根

（別冊略）

4　名古屋港管理組合の事務及び組織

1　事　　務

本組合の処理する事務は、名古屋港管理組合規約第４条に規定されており、おおむね①港湾法の規定による港湾管理者の業務（同法第12条、第34条、第37条、第38条の２）、②海岸法の規定による海岸管理者としての海岸保全区域の管理（同法第５条第３項、第４項）及び③港湾区域内の公有水面の埋立免許に関する事務（港湾法第58条第２項）などであり、①の港湾管理者の主な業務は次のとおりである。

⑴　港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する計画（港湾計画）を作成すること。

⑵　港湾区域及び港湾施設を維持管理すること。

⑶　港湾区域内における廃船等の除去及び水域の清掃その他の汚染の防除をすること。

⑷　港湾施設の建設及び改良に関する港湾工事を実施すること。

⑸　港湾区域内又は臨港地区内において埋立て、盛土等による土地造成を行うこと。

⑹　港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可をすること。

⑺　臨港地区内における行為の届出等を処理すること。

⑻　水域施設、係留施設等の使用に関し必要な規制をすること。

⑼　港湾の発展のため必要な調査研究及び統計資料の作成を行い、港湾の利用を宣伝すること。

⑽　船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶廃油の処理等の役務を提供すること。

⑾　港湾運営に必要な役務の提供及び港湾諸業の改善についてあっせんすること。

⑿　港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備蓄すること。

⒀　港湾の環境の保全のため廃棄物埋立護岸等の管理運営を行うこと。

⒁　船舶乗組員又は港湾労働者の福利厚生施設を設置し、管理すること。

⒂　港湾の利用に必要な役務及び施設の料率表を作成し、公表すること。

2　組　　織

本組合は、議事機関としての名古屋港管理組合議会と執行機関としての管理者及び監査委員から成っている。議会は、議員30人（定数）で構成されており、議員は設立母体である愛知県及び名古屋市の議員のうちから各15人が選出され、その任期は２年である。管理者は、設立母体の長である愛知県知事と名古屋市長が２年交替で充てられている。監査委員は、３人置かれ、愛知県及び名古屋市の監査委員並びに本組合の議員のうちから各１人が管理者によって本組合の議会の同意を得て選任される。

なお、各機関には事務部局又は事務局が置かれており、その内部組織は機構図（12頁）のとおりで、令和８年４月１日現在におけるその主な分掌事務は次のとおりである。

名古屋港管理組合機構図（令和8年4月1日現在）

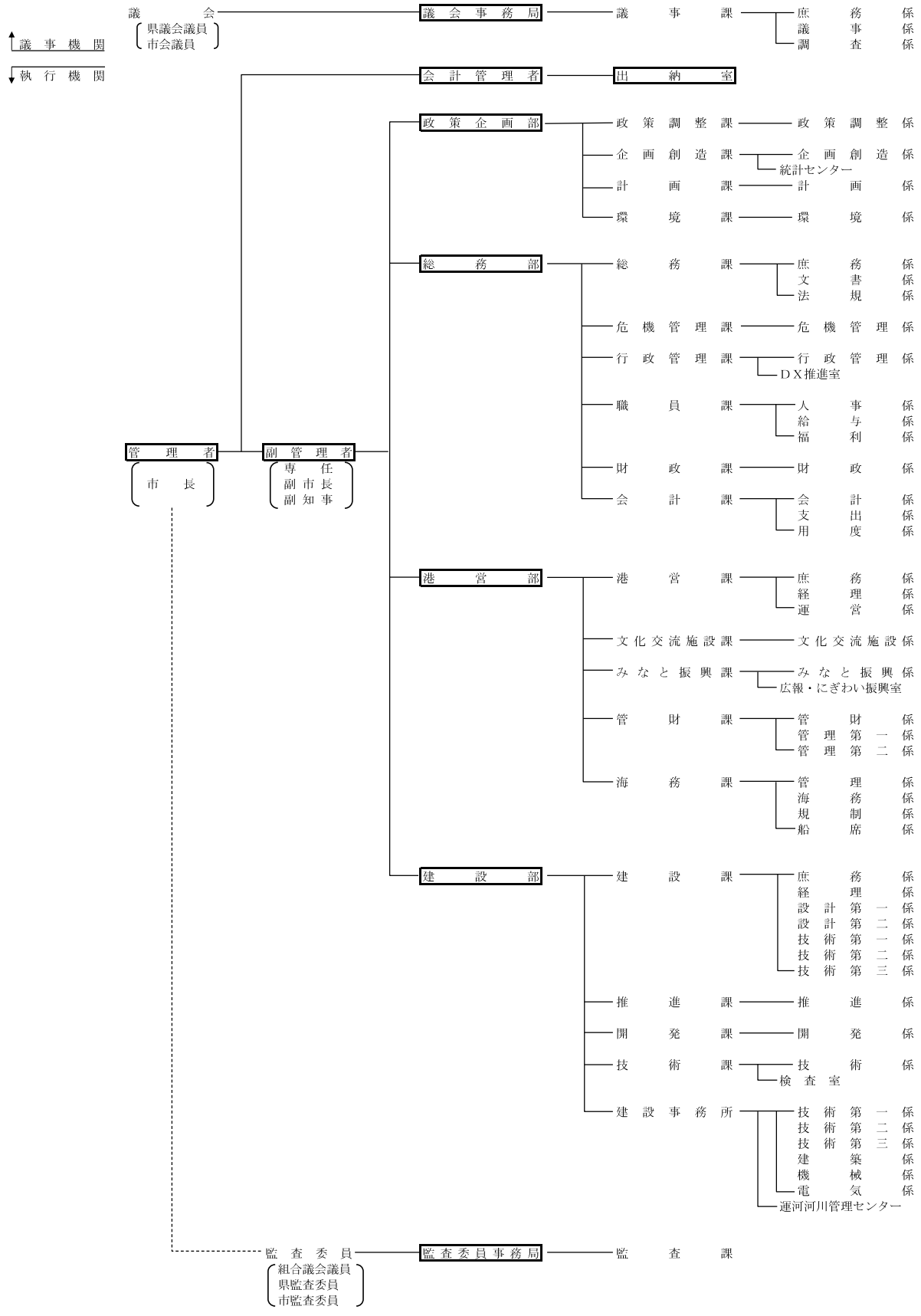

⑴　管理者の事務部局の分掌事務

政策企画部

政策調整課

ア　国並びに愛知県及び名古屋市その他関係地方公共団体の名古屋港の開発整備に関する計画に係る連絡調整に関すること。

イ　重要施策の総合的な調整に関すること。

ウ　ア及びイのほか、名古屋港の開発整備及び重要施策に係る渉外その他連絡調整に関すること（建設部推進課の主管に属することを除く。）。

エ　名古屋港審議会に関すること。

オ　部内の予算及び決算に関すること。

カ　部内の事務事業の連絡調整に関すること。

キ　部内の庶務に関すること。

ク　部内他課の主管に属しないこと。

企画創造課

ア　名古屋港の開発整備及び管理運営に係る基本構想に関すること。

イ　重要施策の総合的な企画及び新たな施策の創造に関すること。

ウ　イに係る国内及び外国港湾の情報収集及び分析に関すること。

エ　港湾経営に関する調査研究に関すること。

オ　名古屋四日市国際港湾株式会社の運営及び活動に係る調整に関すること。

カ　港湾統計の作成及び解析に関すること。

キ　港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

計　画　課

ア　港湾計画その他の名古屋港の開発整備に係る基本計画に関すること（環境課の主管に属することを除く。）。

イ　港湾脱炭素化推進計画に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。

ウ　海岸保全施設の整備に係る基本計画に関すること。

エ　港湾区域、港湾隣接地域並びに臨港地区及びその分区の指定に関すること。

オ　海岸保全区域の指定に係る協議に関すること。

カ　出願工事の計画審査に関すること。

環　境　課

ア　港湾環境整備施設その他港湾の環境の保全に関する施設の整備に係る基本計画に関すること。

イ　地球温暖化対策の実行計画に関すること。

ウ　エネルギーの使用の合理化に係る計画の作成及び報告に関すること。

エ　港湾区域内の水質その他港湾の環境の保全に係る調査に関すること。

オ　出願工事の環境保全審査に関すること。

カ　名古屋港管理組合公害防止事業費負担審議会に関すること。

キ　公害防止事業費事業者負担金に関すること。

総　務　部

総　務　課

ア　秘書に関すること。

イ　議会に関すること。

ウ　監査委員との連絡に関すること。

エ　儀式及び褒賞に関すること。

オ　幹部会に関すること。

カ　愛知県及び名古屋市との政策に係る連絡調整に関すること。

キ　東京における関係機関及び各種団体等との連絡調整に関すること。

ク　名古屋港管理組合本庁舎等整備事業の連絡調整に関すること（港営部文化交流施設課及び建設部開発課の主管に属することを除く。）。

ケ　本庁舎及び庁用電話の管理に関すること。

コ　文書の収受並びに行政文書の発送及び保存に関すること。

サ　行政文書の形式審査並びに文書事務の指導及び改善に関すること。

シ　公印に関すること。

ス　公報の編集及び発行に関すること。

セ　行政文書の公開に関すること。

ソ　個人情報の保護に関すること。

タ　行政資料の収集及び整備に関すること。

チ　港湾利用者、県市民等の要望、相談等の処理及び連絡に関すること。

ツ　法規文書の審査に関すること。

テ　公告式に関すること。

ト　訴訟、行政不服審査その他の争訟に関すること。

ナ　例規類の編集及び発行に関すること。

ニ　部内の事務事業の連絡調整に関すること。

ヌ　部内の庶務に関すること。

ネ　他部及び部内他課の主管に属しないこと。

危機管理課

ア　危機管理対策に係る企画及び実施の総合調整に関すること。

イ　名古屋港管理組合防災計画に関すること。

ウ　名古屋港管理組合国民保護業務計画に関すること。

エ　港湾施設の保安対策に関すること。

オ　防災会議及び災害対策本部に関すること。

カ　防災に係る情報システムの運用管理に関すること。

キ　防災無線及び非常通信に関すること。

ク　名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成３年名古屋港管理組合条例第７号）第２条第１項に規定する本組合の休日、夜間等における事故の初動活動に関すること。

ケ　危機管理に係る関係機関との連絡調整に関すること。

行政管理課

ア　行政管理の総合的な企画及び調整に関すること。

イ　行政監察及び事務の執行状況に係る特命考査に関すること。

ウ　組織に関すること。

エ　職員定数の設定に関すること。

オ　職務権限に関すること。

カ　事務改善に係る調査及び指導に関すること。

キ　職員提案に関すること。

ク　デジタルトランスフォーメーションの推進に関する施策及びＩＣＴを活用した業務改革の総合的な企画及び調整に関すること。

ケ　デジタルトランスフォーメーションの推進及びＩＣＴの活用に係る相談、指導及び調整に関すること。

コ　情報システムの開発及び運用管理に関すること。

サ　情報セキュリティに関すること。

職　員　課

ア　職員の進退、賞罰、服務その他身分に関すること。

イ　職員定数の管理に関すること。

ウ　職員の研修その他の能力開発及び考査に関すること。

エ　服務監察及び職員の服務に係る特命考査に関すること。

オ　職員の賠償責任に関すること。

カ　職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。

キ　公平委員会に関すること。

ク　部内の人事及び給与に関すること。

ケ　退隠料、遺族扶助料等に関すること。

コ　職員の福利厚生並びに安全及び衛生の管理に関すること。

サ　共済組合及び互助会に関すること。

財　政　課

ア　一般会計及び特別会計の予算の編成、配当及び執行監督並びに企業会計（施設運営事業会計及び埋立事業会計をいう。以下同じ。）の予算の調製並びに総合財政計画その他財政に関すること。

イ　組合債及び企業債に関すること。

ウ　財政状況及び港湾整備事業の業務状況の公表に関すること。

エ　部内の予算及び決算に関すること。

会　計　課

ア　債権管理の総合調整に関すること。

イ　納入通知、督促及び滞納に関すること。

ウ　会計の監督に関すること。

エ　指定金融機関等に関すること。

オ　借入金及び資金に関すること。

カ　物品（工事用機材及び工事用材料を除く。）の購入、修繕、貸借、輸送及び交換、船舶の製造及び修繕並びに不用物品の処分の契約並びに物品の検収（建設部技術課の主管に属することを除く。）に関すること。

キ　一般会計の不用物品の処分に関すること。

ク　工事等並びに工事用機材及び工事用材料の契約に係る入札の公告及び開札に関すること。

ケ　アからクまでのほか、会計に関すること。

港　営　部

港　営　課

ア　港湾運送事業（検数事業等を除く。）についての意見の具申及び許可等の通知の受理に関すること。

イ　港湾諸業の改善及び役務のあっせんに関すること。

ウ　船舶乗組員及び港湾労働者の福利厚生に関すること。

エ　港湾環境整備負担金に関すること。

オ　名古屋港管理組合放置自動車廃物判定委員会に関すること。

カ　名古屋港鉄鋼埠頭株式会社及び名古屋港埠頭株式会社の運営及び活動に係る調整に関すること。

キ　部内一般会計の予算及び決算に関すること。

ク　施設運営事業会計の財政計画及び財政調査に関すること。

ケ　施設運営事業会計の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関すること。

コ　施設運営事業の用に供する物品の取得及び処分に関すること。

サ　施設運営事業の業務状況説明書類の作成に関すること。

シ　港湾施設の管理及び運営に関すること（文化交流施設課、管財課及び海務課の主管に属することを除く。）。

ス　シに係る計画（政策企画部企画創造課の主管に属するものを除く。）及び総合調整に関すること。

セ　港湾施設（文化交流施設課、管財課及び海務課の主管に属するものを除く。）の保安対策に関すること（総務部危機管理課の主管に属することを除く。）。

ソ　受変電施設その他の電気施設の管理に関すること（文化交流施設課及び建設部建設事務所の主管に属することを除く。）。

タ　電気設備の技術的保守点検に関すること（文化交流施設課及び建設部建設事務所の主管に属することを除く。）。

チ　港湾施設使用料の調査に関すること。

ツ　港湾料率表の作成及び公表に関すること。

テ　六大港湾協議会に関すること。

ト　部内の事務事業の連絡調整に関すること。

ナ　部内の庶務に関すること。

ニ　部内他課の主管に属しないこと。

文化交流施設課

ア　ガーデンふ頭内の施設管理の総合調整に関すること。

イ　ガーデンふ頭内の港湾施設の管理及び運営に関すること（海務課の主管に属することを除く。）。

ウ　ガーデンふ頭内の岸壁離着船舶の立会いに関すること。

エ　ガーデンふ頭内の護岸、防波堤等の外郭施設及び臨港道路、橋りょう等の臨港交通施設並びに緑地その他港湾の環境を整備又は保全するための施設の維持管理に関すること。

オ　ガーデンふ頭内の受変電施設その他の電気施設の管理に関すること。

カ　ガーデンふ頭内の電気設備の技術的保守点検に関すること。

キ　ガーデンふ頭内の観光文化施設の利用に係る動線管理の企画及び調整に関すること。

ク　ガーデン緑園総合案内所の管理及び運営に関すること。

ケ　公益財団法人名古屋みなと振興財団及び公益財団法人名古屋港緑地保全協会の運営及び活動に係る調整に関すること。

コ　外郭団体（本組合が出資し、又は財政的援助その他援助を与えている団体で、管理者が指定するものをいう。）の事業の計画及び決算に関する書類の総括に関すること。

サ　基金の管理に関すること。

シ　名古屋港水族館、名古屋港ポートビル、名古屋港湾会館及び臨港緑地の管理に関すること。

ス　海事思想普及施設の管理に関すること。

みなと振興課

ア　船舶、貨物及び企業の誘致その他名古屋港利用の推進に関すること。

イ　港湾振興に関する調査に関すること。

ウ　外国港湾との親善及び提携その他外事に関すること。

エ　国際港湾協会及び公益社団法人日本港湾協会に関すること。

オ　名古屋港の観光事業の振興及び広報に関すること。

カ　催事に関すること。

キ　港務艇の運航管理に関すること。

管　財　課

ア　公有財産の統轄に関すること。

イ　公有財産の取得及び処分（施設運営事業の用に供するものの処分を含む。）に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。

ウ　国有財産の借受け及び管理受託に関すること。

エ　港湾台帳及び海岸保全区域台帳に関すること（建設部技術課の主管に属することを除く。）。

オ　名古屋臨海鉄道株式会社の運営及び活動に係る調整に関すること。

カ　行政財産及び普通財産の土地の管理及び運営に関すること。

キ　中川運河及び中川運河周辺の港湾施設の管理及び運営に関すること。

ク　護岸、防波堤等の外郭施設及び臨港道路、橋りょう等の臨港交通施設の管理に関すること。

ケ　緑地（文化交流施設課の主管に属するものを除く。）その他港湾の環境を整備又は保全するための施設の管理に関すること。

コ　埋立事業の用に供する財産（物品を除く。）の管理に関すること。

海　務　課

ア　航路、泊地及び船だまり並びに係船岸壁その他の係留施設の管理及び運営に関すること（文化交流施設課の主管に属することを除く。）。

イ　港湾区域内の漂流物その他の航行障害物の除去、水域の清掃その他汚染の防除（工事に係るものを除く。）に関すること（政策企画部環境課の主管に属することを除く。）。

ウ　公益社団法人名古屋清港会の運営及び活動に係る調整に関すること。

エ　所属船舶の管理に関すること（みなと振興課の主管に属することを除く。）。

オ　港湾区域、港湾隣接地域並びに臨港地区及びその分区の区域内における行為及び構築物の規制等に関すること。

カ　海岸保全区域内における行為の規制等に関すること。

キ　港湾区域内の公有水面の埋立免許に関すること。

ク　船舶の入出港届の受理に関すること。

ケ　入港船の船席指定に関すること。

コ　入出港船舶の係離及び誘導に関すること。

サ　岸壁離着船舶の立会いに関すること（文化交流施設課の主管に属することを除く。）。

シ　無線通信に関すること。

ス　無線通信施設の管理に関すること。

セ　入出港船舶の監視及び動静把握に関すること。

建　設　部

建　設　課

ア　埋立事業の用に供する財産の取得及び処分に関すること。

イ　工事（土木工事、建築工事（建物及びその附帯設備の建築、修繕、模様替え及び解体撤去に係る工事をいう。）並びに機械器具、機械設備、電気設備及び電気通信設備に係る工事をいう。ク及びサからセまでにおいて同じ。）等の契約に関すること（総務部会計課の主管に属することを除く。）。

ウ　工事用機材及び工事用材料の契約に関すること（総務部会計課の主管に属することを除く。）。

エ　部内一般会計の予算及び決算に関すること。

オ　埋立事業会計の財政計画及び財政調査に関すること。

カ　埋立事業会計の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関すること。

キ　埋立事業の業務状況説明書類の作成に関すること。

ク　工事の設計の指導及び審査に関すること。

ケ　出願工事（土木工事に係る部分並びに建物、機械器具、機械設備及び電気設備に係る工事の部分に限る。コにおいて同じ。）の設計審査に関すること。

コ　出願工事の部内事務所における技術審査の統轄に関すること。

サ　工事及び船舶の製造の予算資料に関すること。

シ　工事の施行に伴う技術上の調査及び指導に関すること。

ス　工事の監理に関すること。

セ　工事の国費補助申請手続に関すること。

ソ　部所属の事務所に関すること。

タ　部内の事務事業の連絡調整に関すること。

チ　部内の庶務に関すること。

ツ　部内他課の主管に属しないこと。

推　進　課

ア　名古屋港の開発整備に係る実施計画に関すること。

イ　海岸保全施設の整備に係る実施計画に関すること。

ウ　埋立地の造成に係る実施計画に関すること。

エ　公有水面の埋立免許の取得に関すること。

開　発　課

ア　ガーデンふ頭の再開発及び金城ふ頭の開発の立案及び事業化の推進並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関すること。

イ　中川運河再生計画に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。

ウ　名古屋港管理組合本庁舎等整備事業に係る旧本庁舎敷地活用事業に関すること（総務部総務課の主管に属することを除く。）。

エ　海浜に関する事業の調査研究その他渉外に関すること。

オ　南５区（第２期計画）の事業化の推進、実施計画及び環境影響評価並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関すること。

技　術　課

ア　技術的事項の改善並びに設計及び積算のシステム化に関すること。

イ　港湾施設及び海岸保全施設の技術的調査及び測量並びに技術的保守点検の統轄に関すること。

ウ　潮位、潮流、波浪その他の気象観測に関すること。

エ　港湾台帳及び海岸保全区域台帳に係る技術事項の処理に関すること。

オ　土地の測量に係る技術事項の処理に関すること。

カ　港湾施設等の維持管理に係る計画に関すること。

キ　工事に係る技術事項の処理基準の設定に関すること。

ク　工事等の検査に関すること。

ケ　工事用機材及び工事用材料の検収に関すること。

建設事務所

ア　土木工事（しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む。）の施行に関すること。

イ　造成中の埋立地の管理に関すること。

ウ　廃船その他沈没物の除去の工事の施行に関すること。

エ　水路測量その他深浅測量に関すること。

オ　出願工事の技術審査に関すること。

カ　建築工事（建物及びその附帯設備の建築、修繕、模様替え及び解体撤去に係る工事をいう。）の施行に関すること。

キ　機械器具及び機械設備に係る工事並びに船舶の製造の施行に関すること。

ク　機械器具及び機械設備の技術的保守点検に関すること。

ケ　船舶の製造、機械器具及び機械設備の法定検査に関すること。

コ　電気設備及び電気通信設備に係る工事の施行に関すること。

サ　コの工事に伴う法定検査に関すること。

シ　中川運河の水位並びに中川運河ポンプ施設、中川運河通船門並びに堀川口防潮水門及び同附属ポンプ施設の管理に関すること。

出　納　室

ア　現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。

イ　小切手を振り出すこと。

ウ　歳入歳出外現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

エ　物品（企業会計に属するものを除く。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。

オ　現金（歳入歳出外現金を含む。）及び財産の記録管理に関すること。

カ　支出負担行為（企業会計に属するものを除く。）の確認に関すること。

キ　決算の調製（企業会計に係るものを除く。）に関すること。

ク　指定金融機関等の公金の収納及び支払並びに預金の検査に関すること。

ケ　組合債及び企業債並びに借入金の出納に関すること。

コ　出納関係公印の管守に関すること。

サ　アからコまでのほか、会計管理者の権限に関すること。

⑵　監査委員の事務局の分掌事務

監査委員事務局

監　査　課

ア　監査委員の行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関すること。

イ　監査等の結果に基づく通知、報告、公表及び意見書等の立案に関すること。

ウ　監査等の計画及び記録に関すること。

エ　その他監査委員の行う事務の補助に関すること。

⑶　議会の事務局の分掌事務

議会事務局

議　事　課

ア　議員の身分並びに議員の議員報酬及び費用弁償に関すること。

イ　本会議、常任委員会、特別委員会及び議員総会に関すること。

ウ　会議録及び決議録等に関すること。

エ　議員提出議案及び意見書等に関すること。

オ　請願及び陳情に関すること。

カ　その他議会事務に関すること。

名古屋港管理組合人員配置表

（令和８年４月１日現在）

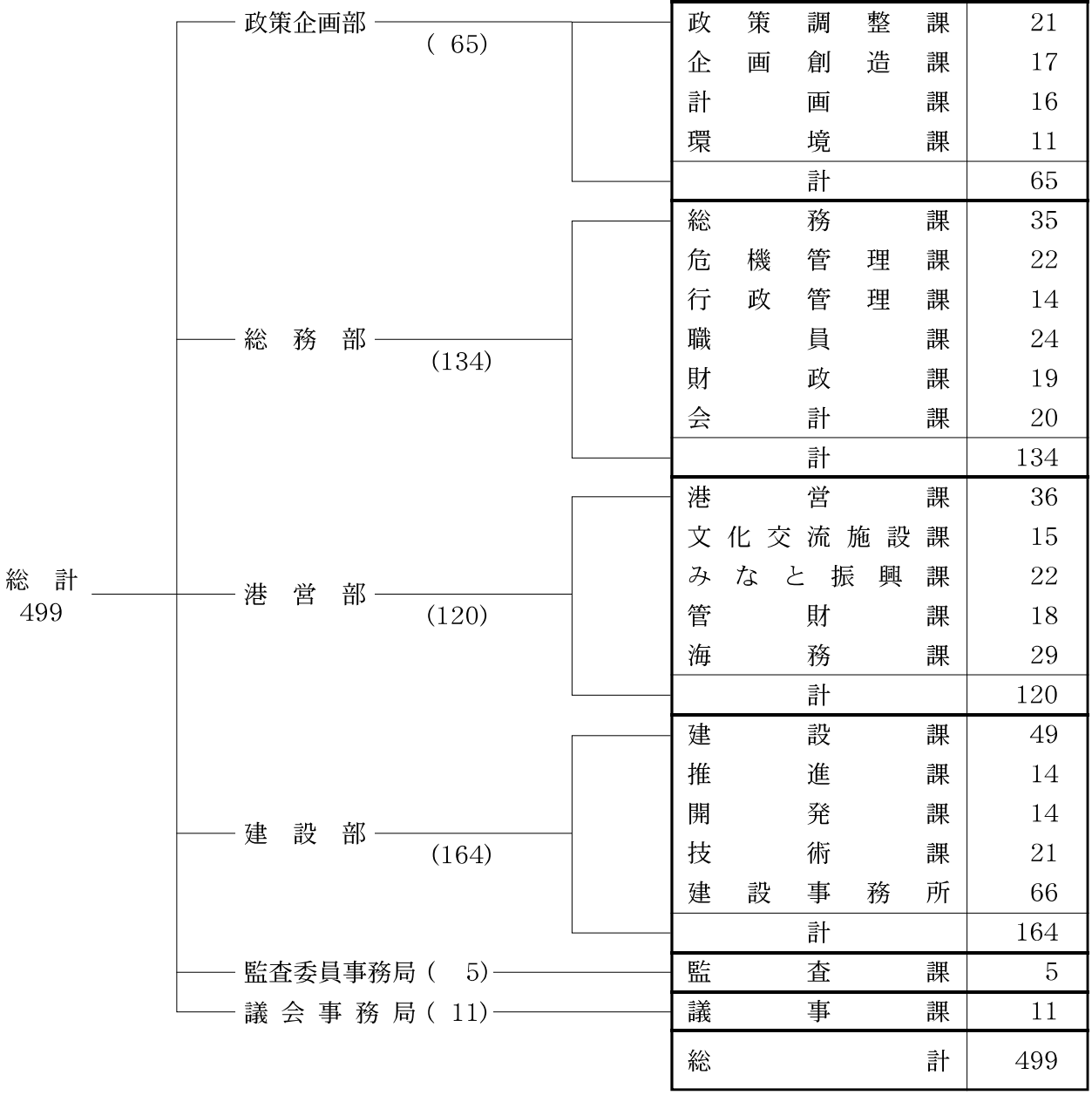

所　　属	職員数
政策調整課	21
企画創造課	17
計画課	16
環境課	11
計	65
総務課	35
危機管理課	22
行政管理課	14
職員課	24
財政課	19
会計課	20
計	134
港営課	36
文化交流施設課	15
みなと振興課	22
管財課	18
海務課	29
計	120
建設課	49
推進課	14
開発課	14
技術課	21
建設事務所	66
計	164
監査課	5
議事課	11
総計	499

（注）１　特別職並びに愛知県及び名古屋市からの派遣職員を除く。
　　２　政策調整課、総務課、港営課及び建設課には各部長、理事、次長及び参事並びに関係団体派遣職員（退職派遣職員を除く。）を含み、監査課及び議事課には各事務局長を含む。